

被処分者の氏名又は法人名称	紺野 忠男
登録番号又は法人番号	82100808
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	紺野忠男行政書士事務所
事務所所在地	松戸市平賀107番地の50
処分年月日	令和2年3月31日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	<p>被処分者は、行政書士法の規定に違反する以下の行為を行った。よって、行政書士に対する懲戒を定めた行政書士法第14条の規定により、処分を行うものである。</p> <p>被処分者は、平成28年8月に法人から「産業廃棄物収集運搬業更新許可申請」の書類作成を依頼された。当該申請には、法人の株主が成年被後見人等として登記されていないことの証明書が必要であった。株主の中で長期にわたり連絡が取れない者がおり、被処分者は当該株主の明確な委任意思を確認することなく、平成28年9月15日付けの委任状を作成し、成年被後見人等として登記されていないことの証明書交付申請に使用した。</p> <p>このことは行政書士法第10条及び行政書士法施行規則第6条第1項に違反し、同法第14条に規定する「この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき」に該当する。</p>
上記処分の根拠となる法令	法第14条第1号